

岩手県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
スマイル薬局新町店	一関市千厩町千厩字町浦192番地	平成22年7月1日
スマイル薬局高田店	陸前高田市高田町字館の沖18番地2	〃
スマイル薬局西和賀店	和賀郡西和賀町沢内字太田2地割151番地	〃
スマイル薬局田野畑店	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地3	〃